

屋外広告物の定義と種類

屋外広告物の定義（屋外広告物法第2条第1項）

- ①常時又は一定の期間継続して表示されるもの
- ②屋外で表示されるもの
- ③公衆に表示されるもの
- ④看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの

このように営利的な商業広告だけでなく、非営利的なものであっても、上記の4つの要件を全て満たしているものであれば、その表示する内容の如何にかかわらず、屋外広告物です。

広告物等^{*1}の種類

広告物等には、主に以下のような種類があり、これらに応じた基準が定められています。

^{*1} 1. 広告物および掲出物件をいう。

